

令和3事業年度株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の業務の実績評価について

総務省

1 実績評価の概要

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（以下「機構」という。）は、我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対して資金供給その他の支援を行うことにより、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的に、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成27年法律第35号。以下「法」という。）に基づき、平成27年11月25日に設立された株式会社である。

機構の業務の実績については、法第36条第1項において、事業年度ごとに評価を行うこととされている。このため、同規定に基づき、機構の令和3事業年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）における業務の実績について、次の観点から評価を行った。

- (1) 支援決定等の実績
- (2) 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構支援基準（平成27年総務省告示第412号。以下「支援基準」という。）への適合状況
- (3) 投資実行後の取組
- (4) 法第30条第1項に基づき総務大臣が認可した予算の執行実績
- (5) 「官民ファンドの運営に係るガイドライン」（平成25年9月27日 官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定。以下「ガイドライン」という。）に基づく検証の一環として設定したKPI（事後検証可能な指標）の進捗・達成状況

2 個別の項目に対する評価

(1) 支援決定等の実績

平成27年11月25日の設立以降、機構は業務の遂行に必要な体制の整備を進めるとともに、通信・放送・郵便の各分野における案件の発掘・組成に取り組み、令和3事業年度は別紙1に掲げる事業1件に対して支援決定（支援決定額：約3.6億円、実投資額：約3.6億円）を行った。

支援決定件数が少数にとどまっていることから、機構に対しては、引き続き案件の発掘・組成に努め、着実に投資実績を積み上げていくことを期待する。

(2) 支援基準への適合状況

機構は、法第 25 条第 1 項の規定に基づき、総務大臣が定める支援基準（別紙 2）に従い、海外において行われる通信・放送・郵便事業への支援を行っている。

なお、法附則第 4 条の規定に基づき、施行後 5 年を目処とした法の施行状況についての検討を行い、検討結果を令和 3 年 11 月に公表し、当該検討結果を踏まえて令和 4 年 2 月に支援基準を一部改正するとともに、同年 3 月には支援基準の一部改正を受けて、機構がファンドへの LP 投資を実施するに当たっての考え方について通達を発出した（「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構によるファンド出資の考え方について」（令和 4 年 3 月 31 日付け通達）（別紙 3））。

機構に対しては、投資規律や長期収益性の確保、公的機関や民間事業者との連携等に留意しつつ、引き続き支援基準等に従って対象事業の支援を着実に実施していくことを期待する。

令和 3 事業年度における機構の実績について、「支援の対象となる対象事業が満たすべき基準」及び「対象事業支援全般について機構が従うべき事項」への適合性は以下のとおり評価している。

ア 支援の対象となる対象事業が満たすべき基準と機構の実績

機構が令和 3 事業年度に支援決定を行った案件は、「支援の対象となる対象事業が満たすべき基準」における各項目を満たしており、支援基準に適合していると認められる。

イ 対象事業支援全般について機構が従うべき事項と機構の実績

① 運営全般	機構が支援対象とする海外の通信・放送・郵便事業は一般に規制分野であり、日本企業が海外でこれらの事業を行うに当たっては、一般的なビジネスリスクに加えて、突然の政策や制度の変更等の規制分野であるが故の特有のリスクが存在している。 このような背景から、海外において通信・放送・郵便事業を行う日本企業を支援するため、機構は資金供給に加えて相手国政府と交渉するなど金融面と運営面の両面から、既存の機関では対応できない官民ファンドならではの支援を行っている。
② 投資規律の確保	機構は、対象事業の支援決定を行うに当たり、投資担当者が検討を重ねた上で、社外取締役を含む海外通信・放送・郵便事業委員会において決定することとしており、事業を推進する機能と事業性を判断する機能のバランスに留意している。 その他、機構は、財務諸表や支援基準、支援決定を行った案

	<p>件の事業概要を機構のウェブサイトに掲載するなど、情報開示を行っている。</p>
③ 機構の長期収益性の確保	<p>機構は、投資額を上回る収益を確保することを目標に、収益性に係る K P I を設定し、その達成に向けて業務を遂行しており、長期収益性の確保に努めている。</p> <p>また、個別の支援案件に対しては、投資先から事業の進捗状況や財務状況を定期的に聴取するとともに、取締役会にオブザーバとして参加することなどにより、投資先を管理することとしている。</p>
④ 機構への民間出資者等との関係	<p>機構への民間出資者等は、通信・放送・郵便事業に関わる民間企業 22 社から構成されており、機構の中立性及び幅広い民間出資者等が確保されている。また、定期株主総会等において、機構の業務執行の方針について、民間出資者等から意見聴取を行い、機構の運営に反映させている。</p>
⑤ 政府の関係施策との連携	<p>機構は、「インフラシステム海外展開戦略 2025（令和 3 年 6 月改訂版）」（令和 3 年 6 月 17 日 経協インフラ戦略会議決定）において、「ビジネストレンドや企業ニーズを踏まえ、JICT の活用や関係機関との連携により、Society 5.0 の実現や SDGs の達成に資する事業を支援し、我が国企業による ICT の海外展開を促進する」ことや「信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)」を支える 5G を起点とする産業基盤の展開、「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」も踏まえた光海底ケーブルをはじめとした質の高いインフラ整備を促進する」こととされるなど、インフラシステム輸出促進及び経済対策の両面から機構の役割が期待されている。その他、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」（平成 28 年 5 月 23 日総理発表）等に機構が位置付けられており、機構はこれらの政府戦略を踏まえつつ業務を遂行している。</p> <p>また、機構は案件の発掘・組成を進めるに当たっては、総務省や在外公館をはじめとする政府機関、その他関連機関等と協力しており、政府の関係施策と連携した運営を行っている。</p>

（3）投資実行後の取組

機構は、支援案件については、複数の視点からモニタリングを行っている。まず案件の検討を行う投資戦略部が、投資先事業者・共同出資者等との継続的なコンタクトを通じ、

事業進捗の状況や政策的 K P I の達成状況、投資収支等のモニタリングを随時実施するとともに、支援案件の管理を行う投資管理部が、投資戦略部のモニタリング状況を踏まえつつ、機構の経営・財務の健全性の確保の観点からモニタリングを実施している。また、機構は、取締役等で構成されるモニタリング会議を設置しており、原則四半期に 1 回開催して各支援案件のモニタリング指標の充足状況を確認することとしており、適正に業務を遂行していると認められる。

機構は、これらのモニタリングを踏まえて、支援案件に係る営業投資有価証券等を適正に評価し、事業報告及び計算書類に反映させている。機構に対しては、引き続き支援案件のモニタリングを徹底し、投資先事業者の財務状況や事業運営に深く関係する現地・国際情勢等の変化に適時適切に対応し、リスク管理を着実に実施することを期待する。

(4) 法第 30 条第 1 項に基づき総務大臣が認可した予算の執行実績

機構は、毎事業年度の開始前に当該事業年度の予算を総務大臣に提出し、その認可を受ける（法第 30 条第 1 項）とともに、毎事業年度終了後 3 月以内に当該事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を総務大臣に提出する（法第 32 条）こととされている。

今般、総務大臣が認可した令和 3 事業年度予算と機構の実績の主な項目を対照したところ、表 1 及び表 2 のとおり、いずれも総務大臣から認可された予算額の範囲内であり、機構は予算を適正に執行していると認められる。

機構に対しては、予算を有効に活用して着実に投資実績を積み上げるとともに、引き続き経費の削減に努め、効果的かつ効率的な予算執行に努めることを期待する。

ア 機構の令和 3 事業年度の収入

<出資金収入>

令和 3 事業年度の出資金収入は 1,350,000 千円であり、全額が政府出資金であった。政府出資金の決定済額は予算額の範囲内であり、特段の問題は認められない。

<事業収入>

令和 3 事業年度の事業収入は、527,983 千円であり、全額が前期までに支援決定を行った案件に係る出融資の配当金、利息収入等であった。機構に対しては、引き続き、案件の発掘・組成及び支援案件のモニタリング・ハンズオン支援に努め、事業収入を拡大していくことを期待する。

イ 機構の令和 3 事業年度の支出

<出資金及び貸付金>

令和 3 事業年度の出資金及び貸付金は、367,170 千円であり、支援決定を行った案件に対し、予算額の範囲内で出融資を行っている。機構に対しては、引き続き案

件の発掘・組成に努め、着実に投資実績を積み上げていくことを期待する。

<事業諸費>

令和3事業年度の事業諸費は、111,225千円であった。執行額が予算額と比して少額となった主たる理由は、支援案件の検討に伴う調査費用の低減によるものであり、特段の問題は認められない。

<一般管理費>

令和3事業年度の一般管理費は、841,979千円であった。執行額が予算額と比して少額となった主たる理由は、役職員の定員と実員の差異によって必要費用が減少したことによるものである。

機構の職員数は平成27年の設立時から増加しているが、業務を円滑に進め、着実に投資実績を積み上げていくためには、優れた人材が必要不可欠である。このため、機構に対しては、今後も必要な人材を職員として積極的に採用していくことを期待する。

表1 令和3事業年度の収入に係る予算額と決定済額（単位：千円）

科目	予算額	決定済額
(款)出資金収入	19,000,000	1,350,000
(項)政府出資金	19,000,000	1,350,000
(款)借入金	1,500,000	-
(款)社債発行収入	8,000,000	-
(項)政府保証債発行収入	8,000,000	-
(款)事業収入	791,912	527,983
(款)その他	-	25
合計	29,291,912	1,878,008

表2 令和3事業年度の支出に係る予算額と決定済額（単位：千円）

科目	予算額	決定済額
(項)出資金及び貸付金	28,500,000	367,170
(項)事業諸費	518,556	111,225
(目)事業諸費	63,328	13,855
(目)調査費用	385,000	86,205
(目)旅費	48,890	0
(目)支払利息	21,338	11,165
(項)一般管理費	1,163,575	841,979
(目)役職員給与	492,750	369,881
(目)諸謝金	20,708	20,564
(目)事務費	649,117	451,174
(目)交際費	1,000	360
合計	30,182,131	1,320,375

(5) ガイドラインに基づく検証の一環として設定したK P Iの進捗・達成状況

機構は、官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議・幹事会において、ガイドラインに基づき収益性や波及効果に係るK P Iを設定しており、表3のとおり、その進捗・達成状況を同会議・幹事会に報告しているところである。

機構に対しては、K P Iの次回マイルストーンである令和7年度の成果目標の達成に向け、今後も着実に投資実績を積み上げていくことを期待する。

なお、機構は、令和4年2月の支援基準の改正に伴いファンドへのLP出資を開始したことや改革工程表2018を踏まえた投資計画の改善計画を令和4年5月に策定したことを踏まえ、令和4年10月開催の第15回官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会においてK P Iの修正を行い、同年12月開催の第14回官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議に報告している。

表3 令和3事業年度末時点の機構のKPI及びその進捗・達成状況

KPI	令和3年度 実績	次回マイルストーン (令和7年度)
○ 政策目的 日本企業が海外にて行うICT事業への投資額	717億円	901億円
○ 民間企業との連携 機構の支援対象事業に対し、共同投資や経営 参画等を通じて経営支援を実施した民間企業 等の累計数	17社	20社
○ 呼び水 民間からの投資額／機構からの投資額	(出融資の合計) 5.4倍	4.5倍
	(出資のみ) 5.7倍	4.7倍
○ 累積損益	▲112億円	▲190億円

3 総括

本評価では、機構の令和3事業年度における業務の実績について評価を行った。

機構は、支援基準に沿って業務を遂行し、令和3事業年度に計1件、約3.6億円の支援決定及び実投資を行った。また、令和3事業年度の機構の収入及び支出については、いずれも総務大臣から認可された予算額の範囲内であり、その執行に特段の問題は認められない。ガイドラインに基づく検証の一環として設定した各KPIについては、令和3事業年度の実績などを踏まえて修正を行っている。マイルストーン達成に向けて、引き続き適正に業務を遂行していくことを期待する。

機構に対しては、引き続き優秀な人材の採用を進めて体制の充実を図りつつ、公的機関、民間事業者、他の官民ファンド等との連携を一層深めて案件の発掘・組成に努め、着実に投資実績を積み上げていくとともに、投資実行後においてはモニタリングを行い、法や支援基準、ガイドライン等に基づき適正に業務を遂行していくことを期待する。

(別紙1)

令和3事業年度に機構が支援決定を行った事業の概要

(1) 米国におけるアクセスコントロール ICT サービス事業

項目	内容
民間出資者	株式会社構造計画研究所
支援決定日	令和4年3月22日
支援決定額	最大3百万米ドル
事業概要	米国において、クラウドベースのソフトウェアを通じ鍵の解錠・施錠状況を遠隔で制御し、利用状況をモニタリング・管理することを可能にするアクセスコントロール ICT サービスの構築・運営を行う事業

(別紙2)

○株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構支援基準

平成27年11月30日総務省告示第412号

令和4年2月14日号外総務省告示第34号(一部改正)

機構が対象事業支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容を決定するに当たって従うべき基準を次のとおり定めることとする。

1 支援の対象となる対象事業が満たすべき基準

機構の支援の対象となる対象事業は、次の(1)から(4)までに定める基準をいずれも満たすこととする。

(1) 政策的意義

① 我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験が活用され、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大に通じるものであること。

② 次に掲げる事業のいずれかを行おうとするものであること。

ア 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法(平成二十七年法律第三十五号。以下「法」という。)第二条第二項に規定する対象事業のうち、海外において行われる通信・放送・郵便事業であって、通信・放送・郵便に係るインフラの整備及びその運営若しくは維持管理を行うもの又はICTサービスを提供するもの

イ 法第二条第二項に規定する対象事業のうち、海外において行われる通信・放送・郵便事業を支援する事業

③ 海外における需要の開拓又は事業の円滑な運営のために、機構による支援が有効であると見込まれるものであること。

④ 我が国の外交政策及び対外経済政策との調和がとれているものであること。

(2) 民間事業者のイニシアティブによる運営

① 機構と協調して、民間事業者から対象事業者に対して出資等の資金供給が行われること。

② 民業補完性に配慮し、機構が我が国の事業者との間で対象事業者への最大出資者とならないこと。ただし、機構が我が国の事業者との間で最大出資者となることが一時的であると認められる場合は、この限りでない

(3) 対象事業の長期収益性の確保

① 対象事業が公的な資金による支援を受けることに鑑み、対象事業を効率的、効果的かつ確実に実施する体制を確保する等、対象事業者が適切な経営責任を果たすことが見込まれること。

② デューディリジェンスを通じて、長期的には利益が確保できると見込まれるものであること。

- ③ 支援決定を行ってから一定の期間以内に、機構が保有する対象事業者に係る株式等の譲渡その他の方法による資金回収が可能となる蓋然性が高いものであること。
- ④ 外部要因等により撤退を余儀なくされる場合に備え、対象事業者が、関係者との間で、あらかじめ撤退に関する取決めを行っていること。

(4) 他の公的機関との関係

機構と株式会社国際協力銀行、独立行政法人国際協力機構及び独立行政法人日本貿易保険をはじめとする他の公的機関との間で十分な連携の下で適切な役割分担が行われていること。

2 対象事業支援全般について機構が従うべき事項

機構が対象事業支援を行うに当たっては、次の(1)から(5)までのいずれにも従うこととする。

(1) 運営全般

- ① 機構の支援は公的な資金を活用するものであることに鑑み、政策目的に沿って効率的に運営すること。
- ② 民間事業者の事業活動を後押しする視点を踏まえ、民業補完に徹すること。
- ③ リスクが高く民間事業者のみでは十分な実施が困難な事業に対し、他の公的機関を含む関係者間で適切なリスク共有を図りつつ資金供給を行うこと。
- ④ 民間事業者の人材・ノウハウを活用すること等を通じて、支援に必要な体制を構築すること。
また、将来民間事業者で活躍できる事業創造の核となる人材の育成に努めること。
- ⑤ 現地における我が国公的機関と連携し、対象事業の円滑な運営のため、相手国政府・民間事業者その他関係者との交渉・調整を行うこと。
- ⑥ 国に対し、対象事業の状況等について適時・適切に報告すること。
- ⑦ 新規及び継続中の対象事業について支援継続の必要性等を事業年度ごとに検証し、その検証結果を踏まえ、必要に応じ、当該対象事業への支援及び投資全体の運用方針を適切に見直すこと。
- ⑧ 投資に係るリスクを継続的に把握・評価し、専門人材の確保を含めたリスク管理のための体制を整備した上で、適切なリスク管理を行うこと。併せて、コンプライアンスリスクの管理も十分に行うこと。

(2) 投資規律の確保

- ① 情報の取扱いについては、競争に与える影響等を踏まえ、適正に行うこと。その上で、適切な情報開示を継続的に行うことで、国民に対する説明責任を果たすこと。
- ② 事業を推進する機能と事業性を判断する機能のバランスの取れた適切な体制を構築すること等を通じ、投資規律を確保すること。

- ③ 民間事業者の慣行を踏まえ、投資プロフェッショナルをはじめとする機構の役職員の報酬を業績と連動させる等、機構の役職員が責任をもって業務を行う体制を整備すること。
 - ④ 投資事業を行う組合等を経由した支援を行う場合においても、政策目的を踏まえた適切な投資が行われるよう契約により担保するとともに、適切にフォローアップを行うこと。
- (3) 機構の長期収益性の確保
- ① 個別の対象事業支援を通じて得られる総収入額が、長期的に必要な総支出額（出資者に対する適切な配当を含む。）を上回るよう、事業年度ごとに進捗状況や収益性を適宜評価しつつ、長期収益性を確保すること。
 - ② 対象事業の収益が悪化した場合に、その改善に向けた措置を尽くすこと。それでもなお改善が見込めない場合には、対象事業者を含む第三者への保有株式売却等の方策を検討すること。
 - ③ 対象事業には想定していた需要を確保できずに採算割れを招く「需要リスク」が存在することを踏まえ、投資案件が特定の事業類型に過度に偏ることがないように、機構の目的の範囲内における投資の中で適切な分散投資を行うこと。
 - ④ 民間事業者と連携・調整の上、必要に応じて機構の役職員又は外部の専門家を派遣する等、適切に対象事業に対する事業参画・運営支援を行うこと。
- (4) 機構への民間出資者等との関係
- ① 機構への民間出資者等の構成について、機構の中立性及び幅広い民間出資者等を確保する観点から適切なものにすること。
 - ② 機構の業務執行の方針について、必要に応じ、機構への民間出資者等から意見聴取を行い、機構の運営に反映させること。
- (5) 政府の関係施策との連携
- ① 効率的・効果的に対象事業の支援を行う観点から、必要に応じて、関係省庁、地方公共団体、政府関係機関、対象事業に関連する官民ファンドその他関係者と相互に連携を図り、守秘義務に留意しつつ、情報交換等に取り組むこと。
 - ② ベンチャー企業や地域経済を支える民間事業者への支援にも配慮すること。

○株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構によるファンド出資の考え方について

(通達)

令和4年3月31日付け総国戦第57号

JICTによるファンド出資の基準

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（以下「JICT」という。）が、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構支援基準（平成27年総務省告示第412号）1（1）②イに規定する海外において行われる通信・放送・郵便事業を支援する事業のうち、ファンドへの出資を行うにあたっては、以下の要件を全て満たすこととする。

- (1) JICT がファンドに出資するにあたっての形態は、LP（有限責任）とすること。
- (2) JICT が我が国事業者との間で投資先のファンド（以下、「JICT 出資ファンド」という。）への最大出資者とならないこと。ただし、JICT が我が国の事業者との間で最大出資者となることが一時的であると認められる場合は、この限りでない。
- (3) 次の事項を投資契約・サイドレター等の手段において担保すること。
 - (ア) JICT 出資ファンドの投資案件総額において、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成27年法律第35号。以下「機構法」という。）第1条の目的及び第2条第1項に規定する対象事業に合致する案件への投資総額の割合が、JICT によるファンドへの出資割合以上となるよう投資を行うこと。
 - (イ) JICT 出資ファンドの適切な運営を確認するため、投資状況について報告を求めること又は投資委員会等に JICT がオブザーバーとして出席する機会等を確保すること。
 - (ウ) JICT 出資ファンドが、投資先事業に対してハンズオン支援を行える態勢となっていること。また、ファンドマネージャーがファンド活動期間中を通してその活動に関与していること。
- (4) JICT 出資ファンドの投資状況を機構法第16条に規定する海外通信・放送・郵便事業委員会に定期的に報告する等、政策的意義・収益性の状況を確認できる態勢とすること。

【補足】JICTによるLP投資対象のイメージ

- 我が国事業者の進出が進んでいない特定の分野・地域等への海外展開を促進するにあたって、必要となる専門的知見・ネットワーク等を有するファンドへの投資
- 政策的意義が高いものの、ベンチャー企業等が行う事業のように、単一の事業としては比較的风险の高い事業への投資を専門的に行うファンドへの投資
- 地域経済を支える民間事業者の海外展開に資するファンドへの投資 等